

令和 8 年度佐賀県筑肥線通勤定期券新規購入費 補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この補助金は、列車通勤に係る経済的負担を軽減することで、利用機会を創出し、筑肥線（伊万里－山本間）の利用促進を図ることを目的とする。なお、本補助金の交付については、予算の範囲内において交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助金の対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、九州旅客鉄道株式会社が発行する通勤定期券を新規で購入する者とする。ただし、購入した通勤定期券の払戻しを行った者を除くものとする。

2 第 1 項の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (3) 自己又は第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、通勤定期券の購入に要した額から通勤手当相当額（当該通勤定期券の有効期間（以下「有効期間」という。）内における通勤手当相当額（九州旅客鉄道株式会社の列車の利用に伴うものとみなされるものに限る。）の総額）を控除した額とする。なお、当該通勤定期券の要件については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規に購入したものであること。
- (2) 伊万里駅から肥前久保駅までのいずれかの駅を含む利用区間であること。
- (3) 有効期間が、令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間であること。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1（10 円未満切捨て。7 万円を上限とす

る。)の額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項及び第12条第1項に規定する補助金交付申請書兼実績報告書は、様式第1号のとおりとし、次の書類を添付して、知事に提出するものとする。ただし、知事が指定する方法により、同様式中の記載事項を申告し、次の書類を添付することで、同様式の提出に替えることができる。

- (1) 新規に購入した通勤定期券（以下「通勤定期券」という。）の写し
- (2) 雇用状況及び通勤手当等支給額証明書（様式第1号別紙）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の交付申請書兼実績報告書の提出（同項ただし書の規定による申告を含む。以下同じ。）は、有効期間終了日の7日前から、有効期間終了日の20日後までの間に行うものとし、その提出部数は1部とする（ただし、有効期間終了日が令和9年3月12日から31日までの間である場合は、令和9年3月31日までに行うものとする。）。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第6条 知事は、規則第4条第1項及び第13条の規定により、補助金の交付の決定及び額の確定を行ったときは、交付申請兼実績報告者に通知するものとする。

2 前条に規定する補助金交付申請書兼実績報告書が到達してから、補助金の交付の決定及び額の確定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、20日とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助対象経費が重複する他の補助制度の交付対象となる場合は、本補助金の交付を受けてはならない。
- (3) 補助事業に係る支出を明らかにした証拠書類を整備し、補助事業完了の翌年度から5年間保存すること。

(状況報告及び調査)

第8条 知事は、必要に応じて補助金に係る事業の実施状況について報告を求め、又は調査をすることができる。

(補助金の交付)

第9条 第6条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、

補助金交付請求書（様式第 2 号）を提出するものとする。ただし、知事が指定する方法により、様式第 2 号中の記載事項を申告することで、同様式の提出に替えることができる。

（補助金の交付の決定及び額の確定の取消し並びに返還）

第 10 条 知事は、第 6 条の規定による通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- （1）通勤定期券の払戻しをしていることが判明したとき。
- （2）交付申請書兼実績報告書その他の書類に虚偽があるとき。
- （3）補助対象者が第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- （4）通勤定期券が第 3 条各号に掲げる要件に該当しないことが判明したとき。
- （5）補助金の交付の決定及び額の確定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- （6）その他、知事が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 16 日から施行する。